

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

農山村魅力倍増計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県、新潟県東蒲原郡阿賀町

3. 地域再生計画の区域

新潟県東蒲原郡阿賀町の全域

4. 地域再生計画の目標

阿賀町は平成17年4月1日に旧津川町、旧鹿瀬町、旧上川村、旧三川村の4町村が合併して新町としてスタートした。

地理的には新潟県北東部に位置し、山形・福島の両県と境界を接している。

地勢は、総面積が952.88km²と、新潟県の約6.8%を占め、その広大な管内の中央を一級河川阿賀野川が貫流し、本支流域に120もの集落と耕地が点在している。

また、磐梯朝日国立公園をはじめとする森林の面積が、実に総面積の94.2%を占めており、地球温暖化防止（森林吸収目標3.9%）や、新潟穀倉地帯の上流域として、水の安定供給に大きく貢献している。

対して耕地面積は12.17km²と、全体の1.3%程度でしかないが、当地域が県内有数の豪雪地域であること、即ち良質な水資源に恵まれていることと、豊かな森林環境とが相乗して、農地の生産力も高く、産出米は「東蒲まぼろし米」として魚沼産コシヒカリに匹敵する食味を持つブランド米として定着しつつある。

県都新潟市からのアクセスは、道路走行距離で約60kmである。これを磐越高速自動車道では約35分、一般国道49号では約60分程の時間を要して町の中心部に達するなど、交通の利便性は向上しているが、高齢化と過疎化の進行（65歳以上人口比が37%を占めるとともに、過去10年間の人口推移が8%マイナスとなっている）に歯止めがかからず、過疎高齢対策が目下の最重要課題となっている。

そこで当町は、豊かな自然と住民の営み（農林業）そのものを地域再生の核として据え、農林産業及び観光を効率的かつ魅力的に融合する町づくりを目指し、地域再生策を積極的に進めていきたい。

具体的には過疎高齢化の進行による農林業の担い手不足や、手入れ不足森林、及び耕作放棄地の増加を食い止めるため、林道、農道、町道のネットワークを一体的に整備することにより、地域中心部や都市部に居住する「担い手」の利便を向上することにより、森林及び農地管理の適正化を図りたい。

さらに農林産物流通の高速化を図るとともに、ライスセンターや農産物処理加工施設、及び森林組合（林産物加工場）等へのアクセス改善により、農林産物のコストダウンと高付加価値化を図りたい。

また、国県道、観光施設、居住地域相互のアクセスが改善されることにより、地域住民の通勤圏が拡大するなど都市生活者にも魅力的な町づくりを進め、交流人口の拡大及び過疎高齢化の効果的な改善を図りたい。

以上、このような道整備を行うことにより、地域の重要なインフラである町道及び農林道を一体的且つ有機的に整備し、農林業及び観光の振興を図り、併せて地域の活性化を図ることを目的として行う。

（目標1）町道整備による観光施設等拠点施設へのアクセスの改善

- ・国道及び県道から観光施設等までの所要時間を現在10分のところ6分に短縮

(目標2) 林道整備による適切な森林管理

- ・保育面積20%向上

(目標3) 農地の団地間を結び農産物流通の促進を図る。

- ・営農団地からライスセンターまでの所要時間を現在4分のところを2分に短縮
- ・ライスセンターから磐越自動車道津川インターチェンジまでの所要時間を現在17分のところを14分に短縮

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「広域農道東蒲原地区(平成14年5月17日土地改良事業計画確定)」及びこの広域農道に接続する「町道津川払川線(昭和60年3月26日認定)」「町道漆沢小手茂線(昭和62年3月31日認定)」を整備することにより、農産物流通の高速化と農作業の効率化を促進し、ひいては魅力ある営農環境を整備構築して、農業振興を図りたい。

次に「林道西山日光寺線」「林道八木山田沢小出線」の開設、「林道打出沢線」の橋梁改良を行うことにより、森林施業の効率化と森林資源の活用促進を図り、都市生活者や林業従事者以外の住民等に対しても、より開かれた身近な森として、森林環境への容易なアプローチを確保する。

また、「町道川口岩谷線(昭和60年3月27日認定)」の拡幅改良、「町道蝉ヶ平線(昭和62年3月31日認定)」の拡幅改良及び「町道田沢線(昭和60年3月26日認定)」の拡幅改良を行うことにより、観光施設(スキー場、温泉、ゴルフ場、登山口等)へのアクセスが改善され、交流人口の拡大と地域の活性化が図られる。

更に「町道西中道線(昭和60年3月26日認定)」「町道天満下入ノ口淵ノ上線(昭和60年3月26日認定)」「町道倉ノ平線(昭和60年3月26日認定)」「町道西宮前線(昭和60年3月26日認定)」「町道鹿瀬当麻線(昭和63年3月8日認定)」の拡幅改良により、郊外居住区域から医療福祉施設や防災拠点へのアクセスが改善され、小学校の通学路の確保等地域住民の生活利便が大幅に向上する。

そしてこれら町道及び農林道の整備効果を互いに相乗させるべく、効率的に道路ネットワークを整備し、阿賀町地域全体として「食と緑の環境豊かなふるさと」への再生を図りたい。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

整備箇所は別添の整備箇所を示した図面による

・事業主体

- ・町道 阿賀町
- ・広域農道 新潟県
- ・県営林道 新潟県
- ・林道 阿賀町

・施設の種類

- ・町道
- ・広域農道
- ・県営林道
- ・林道

・事業区域

- ・町道 阿賀町
- ・広域農道 阿賀町
- ・県営林道 阿賀町
- ・林道 阿賀町

・事業期間

- ・町道 (平成17～21年度)
- ・広域農道 (平成17～19年度)
- ・県営林道 (平成17～21年度)
- ・林道 (平成17年度)

・事業費

総事業費	3, 183, 140千円 (うち交付金1, 605, 220千円)
・町道	2, 524, 200千円 (うち交付金1, 262, 100千円)
・広域農道	204, 750千円 (うち交付金 102, 375千円)
・県営林道	413, 000千円 (うち交付金 220, 150千円)
・林道	41, 190千円 (うち交付金 20, 595千円)

・整備量

- ・町道 8. 9km
- ・広域農道 0. 3km
- ・県営林道 2. 6km
- ・林道 0. 1km

5－3 他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

○阿賀町建設計画(平成17年度～)

平成17年4月1日に旧津川町、旧鹿瀬町、旧上川村、旧三川村の4町村が合併し、新町「阿賀町」が誕生した。この新町の建設計画は、【自然と共生するまち】・【文化があふれるまち】・【活力ある産業のまち】・【やすらぎのあるまち】の4つの将来像の実現のため道路や施設の建設（ハード）のみならず歴史や文化、観光等（ソフト）も含めた阿賀町全域を一体的に推進していく事業である。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画目標については、計画終了後に事業主体である新潟県及び阿賀町で達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。